

消費税 インボイス制度 説明会

『知っておかないと、事業所は余分な消費税を払ってしまいます!』

全事業所
(個人・法人)
必見

適格請求書(インボイス)とは、令和5年10月より、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の

「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。登録番号は、事前に税務署に申請する必要があります。

インボイス制度とは、

＜売手側＞ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

＜買手側＞ 令和5年10月より、買手は仕入税額控除の適用を段階的に受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

持ってきていただく物：スマートフォン・マイナンバーカード・e-taxで使用する利用者識別番号および暗証番号があればその場で登録できます。

日 時	① 令和4年9月6日(火) 18:30~19:30 ② 令和4年9月7日(水) 18:30~19:30
場 所	① 広島県央商工会 北部会館 ② 広島県央商工会
定 員	各15名
講 師	西条税務署 職員

インボイス制度説明会申込書

事業所名：	TEL:
参加者名：	
受講日時： いずれかの番号に○印を記載 ① ②	広島県央商工会 FAX 082-437-0250 Mail:kishimoto-t@hint.or.jp

共催：広島県央商工会・東広島青色申告会広島県央地区会